

沖縄県介護保険広域連合広域計画

平成 15 年 3 月 4 日

1 広域計画策定の趣旨

この計画は、沖縄県介護保険広域連合が、事業の円滑な運営を目指し、総合的かつ計画的に施策を推進するために、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき、沖縄県介護保険広域連合規約第 5 条に規定する項目について策定するものであります。

2 広域連合設立の経緯及び方針

県内市町村の第 1 期介護保険事業運営期間は、介護給付費が当初見込みを大きく上回り、第 2 期事業運営期間における介護保険料の上昇が見込まれる一方で、離島等の一部地域では、サービス基盤が不十分なところもあり、適正化対策の実施やサービス基盤の広域的な調整がより重要と認識されることとなりました。また、一部小規模町村においては介護保険財政運営の厳しさが顕著となっており、より広域化が必要と認識されるに至りました。

そこで、これら介護保険の諸問題を解決するために、平成 14 年 8 月 1 日に本島周辺離島を含む 34 市町村で構成する沖縄県介護保険広域連合が設立されました。

これらの経緯を敗勢にして設立された広域連合は、保険料や認定の平準化、給付の適正化及び財政の安定化を目指して、より効率的で質の高い介護保険事業を展開していきます。

3 構成市町村

広域連合は、県内 34 市町村（1 市 11 町 22 村）で構成されます。

区域が広範囲となっているため、調査認定事務については、地区ごとに 3 調査認定事務所を設置しています。

豊見城市、本部町、金武町、与那城町、勝連町、嘉手納町、北谷町、東風平町、佐敷町、与那原町、南風原町、久米島町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、恩納村、宜野座村、伊江村、読谷村、北中城村、中城村、具志頭村、玉城村、知念村、大里村、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村。

4 広域連合と構成市町村との連携について

- (1) 介護保険事業の遂行にあたっては、広域化によって住民サービスの低下をきたさないことを基本とし、各種申請受付や相談業務等、窓口業務については市町村の業務とします。
- (2) 本広域連合は、離島町村を含む広範囲の構成となっているため、構成市町村担当課長会議等を随時開催し、市町村との情報交換を密に行い、要望等を吸い上げ、サービスの平準化や給付の適正化に向けた業務展開を図ることとします。
- (3) 市町村においては、介護保険事業が市町村から切り離されたものとして位置づけるのではなく、業務の一端を担う立場から積極的に広域連合と連携をしていくものとします。
- (4) 介護保険事業は、市町村の介護予防・生活支援事業や健康増進事業と密接に関連しており、高齢者保健福祉計画の一環として総合的な取り組みを要することから、市町村と十分に連携をしていきます。

- (5) 広域連合は、介護保険事業について、より専門的に実施していくとともに、広報活動やホームページ等による市町村への情報提供を積極的に取り組みます。

5 広域連合及び構成市町村の事務

(1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者資格の取得・喪失・異動の届等、窓口業務については市町村で行い、これらの情報は広域連合が管理します。

(2) 要介護認定及び要支援認定に関する事務

被保険者の利便性を考慮し、要介護認定の受付については、市町村で行い、認定調査、認定審査及び認定審査結果通知等は広域連合で行います。

認定情報の開示については、市町村で行います。

(3) 保険給付に関する事務

介護サービス利用者からの給付費支払申請等の受付については、市町村で行い介護給付費等の支払決定及び支払事務等については広域連合で行います。

(4) 介護保険事業計画の策定に関する事務

介護保険事業計画は広域連合で策定しますが、計画策定のための補助資料を含めた情報提供等については市町村に求めます。

また、市町村で策定される高齢者保健福祉計画との整合性が求められることから、関連するデータについては、広域連合から市町村に提供します。

(5) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料の賦課及び徴収については、広域連合で行いますが、賦課資料に関する住民情報及び税情報等は市町村から提供をうけます。

納付通知書の再発行については、市町村で行います。

(6) その他介護保険制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する苦情・相談・不服審査の申請等は、市町村窓口で受付し、集約及び管理は広域連合で行います。

また、広報事業等趣旨普及については、広域連合で行います。

(7) 前各号に付帯する事務

利用者負担額の減免申請等の受付は市町村で行い、決定及び減免証の発行は広域連合で行います。

介護サービス適正実施指導事業やその他の補助事業等について、市町村と実施調整を行いながら取り組みます。

6 広域計画の期間

この広域計画は、平成 15 年度から平成 19 年度までの 5 年間とします。ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとします。